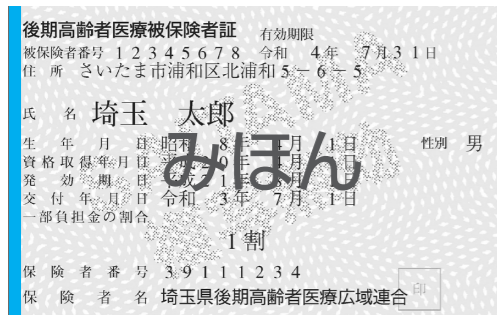


# 後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

## 8月から被保険者証が新しくなります！

新しい後期高齢者医療被保険者証(被保険者証)を、7月中旬に簡易書留で送付します。8月1日以降に医療機関等を受診する際は、新しい被保険者証を使用してください。なお、現在の被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、ご自身で確実に処分してください。



新しい被保険者証は、左端の線が青色です。

## 記載内容を必ずご確認ください！

被保険者証が届きましたら、住所、氏名、生年月日、一部負担金の割合等を必ず確認してください。一部負担金割合は、前年中の所得によって1割、または3割となります。なお、3割負担に該当する方のうち、収入が一定未満の方は、申請して認められると1割負担になります。対象の方には別途案内を送付しますので、ご確認のうえ早めに申請してください。

## 保険料の納め方

保険料額や納付方法を記載した納入通知書、または決定通知書は、7月中旬に送付します。保険料の納め方は、原則として特別徴収となりますが、普通徴収となる場合もあります。

### 特別徴収 年金からの天引き

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。年金からあらかじめ天引きされますので、納めに行く必要はありません。ただし、介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が年金支給額の2分の1を超える場合等は普通徴収となります。

### 普通徴収 納入書納付または口座振替

年金が年額18万円未満の方や、今年の4月以降に75歳の誕生日を迎えた方等は、普通徴収となります。納入書を送付しますので、納期限までに金融機関等で納付してください。口座振替を希望する方は、金融機関で手続きしてください。振替は手続きの翌月末から開始となります。なお、7月から9月までが普通徴収であっても、10月以降、特別徴収に切り替わる場合があります。納入通知書の特別徴収の欄内の10月以降に、保険料額が記載されている方が該当となります。

※特別徴収から普通徴収に変更したい場合は、早めに町民課へお問い合わせください。

## 令和3年度は均等割額の軽減措置割合が変わります！

- 同一世帯内の被保険者および世帯主の令和2年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には均等割額が軽減されます。

軽減判定基準 〔__部分〕は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算	均等割額 軽減割合
43万円 +〔10万円×(年金・給与所得者の数-1)〕	7割
43万円 +28.5万円×(世帯の被保険者数) +〔10万円×(年金・給与所得者の数-1)〕	5割
43万円 +52万円×(世帯の被保険者数) +〔10万円×(年金・給与所得者の数-1)〕	2割

- 後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置割合

所得割額	均等割額
負担なし	5割軽減(加入後、2年を経過する月まで) ※均等割額軽減割合が7割に該当する方は、高い方の軽減割合が適用されます。

☎町民課(☎581・2121内線111・112)

## お知らせ 国民健康保険税の納税通知書等を発送します！

令和3年度の国民健康保険(国保)税の納税通知書、または特別徴収税額通知書を7月12日(月)に発送します。納期限内の納付をお願いします。なお、納め方は「特別徴収(年金からの天引き)」と「普通徴収(納付書または口座振替)」の2種類があります。また、国保からほかの健康保険に切り替わった際は、速やかに町民課で国保の脱退手続きを行ってください。脱退手続きを行っていない場合、国保税が課税されますのでご注意ください。

▶送付は世帯主あて  
納税通知書等は世帯主あてに送付します。世帯主本人が国保に加入していなくても、世帯の中に加入者が一人でもいれば、国保税の納税義務者は世帯主となります。

▶国保税の算定方法  
国保税は、国保加入者の前年の所得額や当該年度の固定資産税額、人数等に応じて世帯単位で算定されます。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免について  
新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方、もしくは世帯主の収入が前年と比べて10分の3以上減少する見込みの世帯の方については、申請により国保税が減免となる場合があります。詳しい内容につきましては、税務課へお問い合わせください。

☎税務課(☎581・2121内線154~156)

## お知らせ 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況を報告します！

町では、情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図りながら、開かれた町政を推進しています。令和2年度の運用状況、公文書開示請求等の内容は次のとおりです。

情報公開制度	件数	内容	件数
公文書開示請求	21件	開示	17件
		部分開示	4件
		不存在による不開示	0件
公文書任意開示申出	0件	開示	0件
		部分開示	0件
		不存在による不開示	0件
審査会の開催	開催なし(審査案件がなかったため)		

個人情報保護制度	件数	内容	件数
本人情報開示請求	13件	開示	2件
		部分開示	10件
		不存在による不開示	1件
訂正請求	0件		
削除請求	0件		
利用等中止請求	0件		
審査会の開催	開催なし(審査案件がなかったため)		
審議会の開催	1回		

☎総務課(☎581・2121内線312)

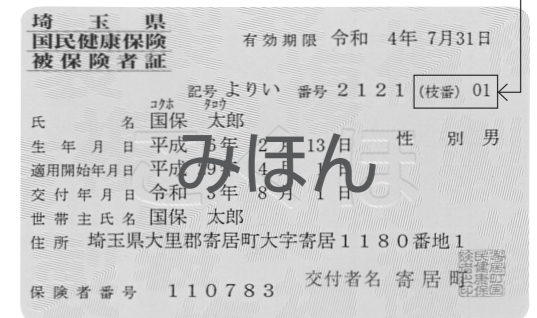
## お知らせ 国民健康保険加入の皆さんへ 新しい被保険者証等を送付します！

現在交付している被保険者証、または被保険者証兼高齢受給者証の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい被保険者証等を7月初旬から世帯ごとに簡易書留で送付します。

### ▶新しい被保険者証等の有効期限

令和3年8月1日~令和4年7月31日

今回送付する被保険者証等から、番号の隣に個人を識別するための枝番が記載されます。



※被保険者証等が届きましたら、記載内容をご確認のうえ、8月1日以降に医療機関等を受診する際は、新しい被保険者証等を使用してください。現在の被保険者証等は、8月1日以降使用できませんので、ご自身で確実に処分してください。

☎町民課(☎581・2121内線113~115)

## お知らせ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新申請について

国民健康保険(国保)加入者の方からの申請に基づき交付している「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までとなっています。継続して交付を希望する方は、7月20日(火)以降に町民課で申請してください。

▶持参するもの/国民健康保険被保険者証、現在交付されている限度額適用認定証等、本人確認書類(運転免許証等)、マイナンバーが確認できるもの

### 限度額適用認定証について

医療費が高額になると見込まれる場合は、限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示すると、1カ月(月単位)の医療費が、自己負担限度額までの支払いとなります。限度額は、世帯の所得状況に応じて決定されます。住民税が非課税の方には、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

※70歳から74歳までの方で、自己負担割合が2割であり住民税が課税されている方と、自己負担割合が3割であり課税所得が690万円以上の方には、限度額適用認定証が交付されませんが、所得状況に応じた限度額が適用されます。

※国保税に滞納のある世帯は、限度額適用認定証が交付できない場合があります。

☎町民課(☎581・2121内線113~115)